ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設
⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成23年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）
⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成23年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）
⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成23年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。
㋑　コンピューター入力カード
㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）
イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書
この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成23年３月31日（木曜日）までに規定の実務を終え、平成23年４月１日（金曜日）から同年４月７日（木曜日）までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。
ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　免許等照合書又は卒業・履修見込証明書
この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、平成23年４月７日（木曜日）までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得（見込）証明書を提出すること。
エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　免許等照合書
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等
ア　受験に関する書類は、平成23年１月７日（金曜日）から１月14日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局に書留郵便をもって送付することとし、１月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
イ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。
ウ　受験に関する書類を受理した後は、試験区分及び受験地の変更は認めない。
⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
ア　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成23年３月31日（木曜日）までに規定の実務を終えた証明書が、平成23年４月７日（木曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
イ　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出したものにあっては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書が、平成23年４月７日（木曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
⑷　受験手数料
ア　受験手数料は6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑸　受験票の交付　受験票は、平成23年３月４日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
なお、平成23年３月11日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局に問い合わせること。

６　合格者の発表　合格者は、平成23年５月９日（月曜日）午後２時に厚生労働省及び地方厚生局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、厚生労働省から合格証書を平成23年５月９日（月曜日）に投函し郵送により交付する。

７　受験に関する書類の送付先及び問い合わせ先
試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア21階　東北厚生局　郵便番号980―8426　電話番号022（716）7331
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号048（740）0810
愛知県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541―8556　電話番号06（6942）2241
岡山県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370
沖縄県	沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎西棟２階　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900―0022　電話番号098（853）7350

８　その他

⑴　試験の詳細については、受験要領を参照すること。
⑵　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成22年12月22日（水曜日）までに厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室又は試験地を管轄する地方厚生局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８⑵に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室　郵便番号100―8916　電話番号03（3595）2440　ＦＡＸ番号03（3502）3099

管理栄養士国家試験委員の公告

第25回管理栄養士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成22年10月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　橋詰　直孝
副委員長　木戸　康博　田中　明　山本　茂
委員

赤松　利恵	芦川　修貳	綾部　園子
有薗　幸司	石田　均	石田　裕美
市丸　雄平	井上　善文	今枝奈保美
岩瀬　靖彦	大前　和幸	笠原　賀子
加藤　昌彦	加藤　秀夫	川島由起子
河原　和夫	君羅　満	栗原　伸公
合田　敏尚	五関　正江	小松　龍史
佐藤　和人	山東　勤弥	清水　俊雄
志村二三夫	髙尾　哲也	髙田　和子
武田　英二	武見ゆかり	津田　とみ
堤　ちはる	土居　幸雄	徳留　裕子
外山　健二	中谷弥栄子	中村　丁次
名倉　秀子	奈良　信雄	布木　和夫
服部　富子	林　宏一	林　静子
早渕　仁美	福岡　秀興	藤岡　由夫
細川　敬三	細川　優	正木　恭介
松月　弘恵	宮本　賢一	八木　典子
横山　徹爾	吉池　信男	和田　政裕